

重要

倉敷市水道局からのお知らせ



令和7年3月検針分から 水道料金が改定されます

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

令和7年3月検針分以降	現行から 10% 引き上げ
令和8年3月検針分以降	現行から 20.82% 引き上げ

※今回、下水道使用料は変わりません

●新料金（現行から10%引き上げ）の適用時期

奇数月に検針の場合：令和7年3月検針分から新料金となります

偶数月に検針の場合：令和7年4月検針分から新料金となります

年月 区分	令和6年 12月	令和7年 1月	令和7年 2月	令和7年 3月	令和7年 4月
奇数月に検針	旧料金	検針 ●	新料金	検針 ●	新料金
偶数月に検針	検針 ●	旧料金	検針 ●	新料金	検針 ● 新料金

【お問い合わせ先】

倉敷市水道局 水道総務課企画検査室

☎ 086-426-3654

詳しくは水道局ホームページを
ご覧ください →



●新旧の水道料金早見表（2か月分・税込み）（一般用）

使用水量 (m ³)	水道料金 (円)		
	現行	令和7年3月 検針分から	令和8年3月 検針分から
0～20	1,980	2,178	2,391
21	2,101	2,311	2,537
22	2,222	2,444	2,684
23	2,343	2,577	2,830
24	2,464	2,710	2,976
25	2,585	2,843	3,122
26	2,706	2,976	3,269
27	2,827	3,109	3,415
28	2,948	3,242	3,561
29	3,069	3,375	3,708
30	3,190	3,509	3,854
31	3,311	3,642	4,000
32	3,432	3,775	4,147
33	3,553	3,908	4,293
34	3,674	4,041	4,439
35	3,795	4,174	4,585
36	3,916	4,307	4,732
37	4,037	4,440	4,878
38	4,158	4,573	5,024
39	4,279	4,706	5,171
40	4,400	4,840	5,317

使用水量 (m ³)	水道料金 (円)		
	現行	令和7年3月 検針分から	令和8年3月 検針分から
41	4,538	4,992	5,484
42	4,677	5,145	5,651
43	4,815	5,298	5,819
44	4,954	5,451	5,986
45	5,093	5,604	6,153
46	5,231	5,757	6,320
47	5,370	5,910	6,487
48	5,508	6,063	6,655
49	5,647	6,216	6,822
50	5,786	6,369	6,989
51	5,924	6,521	7,156
52	6,063	6,674	7,323
53	6,201	6,827	7,491
54	6,340	6,980	7,658
55	6,479	7,133	7,825
56	6,617	7,286	7,992
57	6,756	7,439	8,159
58	6,894	7,592	8,327
59	7,033	7,745	8,494
60	7,172	7,898	8,661

表に記載のない使用水量については
水道局ホームページでご確認いただけます➡



●使用水量等のお知らせの見方

見本		使用水量等のお知らせ	
ご使用場所	倉敷 さくら 様 倉敷市西中新田640 コーポくらっぴい A-101号		
お客様番号	0270-20-1988-00-01	メーター番号	12-3456 口径 20 mm
令和 6年度1期分 (3月検針分)		ご使用期間	1月 3日～ 3月 2日
請求額	14,170 円 (1,288)	ご使用水量	50 m ³
水道料金	5,786 円 (526)	今回指針	150 m ³
下水道使用料	8,384 円 (762)	前回指針	100 m ³
<small>0%内消費税 10%対象</small>		取替前水量	0 m ³
振替予定日	4月16日	登録番号	T5800020000051
通信欄			
検針業務委託業者	第一環境総合営業所	検針員	水島

2か月分の使用水量です。
使用水量に応じて料金が決まります。
(料金は表で確認できます。)

領収金額	8,102 円 (736)
振替日	2月16日
使用水量	32 m ³
水道料金	3,120 円 (312)
下水道使用料	4,670 円 (424)

0%内消費税 10%対象
上記のとおり領収しました。
一定期間内に連絡がない場合、
確認済みとします。



くらしきの水道
イメージキャラクター
くらっぴい

お問い合わせ先

倉敷市水道局
水道料金本庁窓口
TEL 426-3661

下水道使用料とあわせて請求されます。
今回の料金改定は水道料金のみです。
(下水道使用料については改定はありません。)



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。